

グランディ・21ボランティア会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 この会は、グランディ・21ボランティアと称する。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を宮城郡利府町菅谷台字館40-1に置く。また事務局の使用に関しては、別に定める使用規程によるものとする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は、グランディ・21を通して、市民の利用を歓迎し、平和や文化、ボランティア活動等の交流を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) グランディ・21施設利用者への利用補助活動
- (2) グランディ・21内で行われるイベントの補助活動
- (3) 県内や全国におけるボランティア活動団体との連絡および活動の協力、交流または指導
- (4) グランディ・21施設の美化、整備の補助活動
- (5) その他会の目的達成に必要な活動

第3章 組織

(登録)

第5条 この会は、下記条件にて登録することで会員とみなし、会員全員にて構成されるものである。

- (1) 満16歳以上であること。ただし、満20歳未満の場合は保護者の同意を必要とする。
- (2) 登録は、基本的に1年毎の更新とする。
- (3) 登録抹消は、本人の希望でいつでも受け入れられる。ただし、ボランティア委員の場合は委員会で了解され、後任人事が決定してからとする。

第4章 会計

(経費支弁)

第6条 この会の活動遂行に要する経費は、次に挙げるものをもって支弁する。

- (1) 交付金及び補助金
- (2) 活動による収入
- (3) 寄付金
- (4) その他

(特別会計)

第7条 この会は、特別な活動に伴う会計について、ボランティア委員会の議決を経て、別に特別な会計を設けることができる。

(会計年度)

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 委 員

(委 員)

第9条 この会に次の委員をおく。

キャプテン	1名
副キャプテン	若干名
事務局長	1名
その他事務局員	若干名
ボランティアリーダー	若干名
監事	2名

(キャプテン、副キャプテンの選任及び職務)

第10条 キャプテン及び副キャプテンは、ボランティア委員会で決定し、ボランティア総会で承認を得る。

2 キャプテンは、この会を代表し会務を統括する。

3 副キャプテンは、キャプテンを補佐し、キャプテンが実務遂行不可能なる時は職務を代行する。

(事務局員の選任及び職務)

第11条 事務局員は、キャプテン及び副キャプテンの推薦承認をもって決定する。

2 事務局長は、事務局の事務を統括する。

3 企画担当は、ボランティア委員会やキャプテン及び副キャプテンの要請に応じて、活動内容やスケジュールの基本案を作成する。

4 管理担当は、活動全般を通して備品や設備の管理、連絡体制の整備を担当する。

5 総務担当は、活動全般を通して庶務、総務の任を担当する。

6 経理担当は、活動資金の全てを管理し、年1回会計監査を受ける。

(ボランティアリーダーの選任及び職務)

第12条 ボランティアリーダーは、各活動グループから選出されボランティア委員会で決定する。

2 ボランティアリーダーは、ボランティア委員会を組織し、この会則に定める事項を行う。また、キャプテン及び副キャプテンに対して必要と認める事項について助言する。

(監事の選任及び職務)

第13条 監事は、ボランティア総会で選出され、キャプテンが委嘱する。

2 監事は、年1回、会計を監査する。また、ボランティア総会、ボランティア委員会、特別委員会、キャプテンから監査の要請があったらときに、会計の監査を実施する。

3 監事は、ボランティア総会に出席する。

4 監事は、必要と認められたとき、又は本人が必要と認めたときにはボランティア委員会、特別委員会に出席する。

(委員の任期及び定年)

第14条 委員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了でも後任者が就任するまでその職務を行う

4 委員の定年を設けない。但し、本人の都合を考慮することを前提とする。

第6章 会議

(会議)

第15条 会議は、ボランティア総会、ボランティア委員会、特別委員会の3種とする。

(招集)

第16条 ボランティア総会は、年1回以上行い、キャプテンが招集する。ただし、キャプテンが認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときは、10日以内にその総会を招集しなければならない。

2 ボランティア委員会は、キャプテンや各活動グループが必要と認めたときに、随時、キャプテンが招集する。

3 特別委員会は、キャプテンや各活動グループ、関係団体、リーダー委員会が必要と認めたとき、キャプテンが招集する。

(定足数等)

第17条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席を必要とする。

2 会議は、委任状をもって出席、表決とみなすことができる。

(表決)

第18条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長判断とし、会議はそれに従わなければならない。

(議事録の保管)

第19条 全ての会議は、議事録を作成し3年間保管しなければならない。

(会議の内容)

第20条 ボランティア総会は、委員の選出及び解任、規約の改正及び廃止、活動計画、予算及び決算報告の承認、その他必要と認める事項を審議する。

2 ボランティア委員会は、キャプテン、副キャプテン、事務局、ボランティアリーダーが対象で、ボランティア総会で決した活動計画の遂行に関して審議する。また、会員の登録に関する事項、各団体からの要請事項、総会で決した事項、会の運営に関する事項、その他必要な事項を審議する。

3 特別委員会は、キャプテンが必要と認めたメンバーで、招集された内容について審議する。ただし、ボランティア委員会における決定に従う。

第7章 活動グループ

(活動グループ)

第21条 この会の活動推進のために活動グループをおく。

2 活動グループの設定は、ボランティア総会で決定、承認される。

3 活動グループの規約等の設定は、各グループに一任する。

4 各活動グループは、その活動に際して、ボランティア委員会の承認を得て、会員へ協力を求めることができる。

第8章 雑則

(細則)

第22条 この会則の施行に必要な細則は、ボランティア委員会が定める。

附則

この会則は平成16年4月1日から施行する。

グランディ・21ボランティアセンター使用規程

(主 旨)

第1条 この規程は、グランディ・21ボランティア会則第2条の規定にもとづき、グランディ・21ボランティアセンター（以下「センター」という。）の使用に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、グランディ・21ボランティア（以下「本会」という。）の円滑な活動及びボランティア全体の健全な発展を図る目的で使用する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。
名称 グランディ・21ボランティアセンター
位置 宮城郡利府町菅谷台字館40-1
宮城県総合運動公園グランディ・21内プール施設内会議室

(使用区分)

第4条 センターは、次の各号に掲げる区分に使用するものとする。
(1) ボランティア委員会、特別委員会、各活動グループ打ち合わせ
(2) 活動日の控え室
(3) 事務局の事務活動
(4) その他キャプテンが必要と認めた活動

(管理責任者)

第5条 センターの管理責任者は、事務局長とする。

(鍵の借用と返却)

第6条 センターの鍵の借用と返却は、ボランティア委員が行う。

(日誌の記入)

第7条 センターの使用に当たっては、必ず日誌の記入を義務付けるものとする。

(遵守事項)

第8条 センターの利用にあたっては、公共施設と同様の事項を厳守しなければならない。基本はプール利用者と同じである。

(利用時間)

第9条 センターの利用時間は、前条の規定に従う。ただし、キャプテン及び施設関係者が認めた場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第10条 故意又は重大な過失によりセンターの施設または設備を亡失し、あるいは金銭の紛失をした者はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この規定に定める事項のほかは、その都度、管理者の承認を得て決定する。

附則

この規定は、平成16年4月1日より施行する。